

平成 22 年 1 月 29 日

各位

株式会社 近畿大阪銀行

「資産承継信託」の取扱い開始について

りそなグループの近畿大阪銀行（社長 桔梗 芳人）は、平成 22 年 1 月 29 日（金）より、りそな銀行の信託契約代理店として「資産承継信託」の取扱いを開始いたします。

高齢化社会が急速に進展している中、お一人暮らしの高齢の方や高齢のご夫婦の方などの、「将来の生活」や「資産の承継」に対する不安を解消し、安心して老後の生活を過ごしていただくための商品としてご提案するものです。

具体的には、ご自身が将来、認知症になった場合や、障害のあるお子さまへ資産を承継される場合などに、あらかじめ資産を信託することにより、将来、計画的に資産を受け取ることができるようになります。

さらに、これに加えて、「自社株承継信託」「入居一時金保全信託」「排出権信託」の 3 商品についても同時に取扱いを開始します。

近畿大阪銀行では、「問題解決力のある信金モデル」を標榜し、遺言信託をはじめとする信託商品に注力し、お客さまの課題解決に取り組んでおります。今後も引き続き、地域のお客さまとのフェイストゥフェイスの関係を第一に、地域やお客さまに信頼され、必要とされる金融機関となるよう努めてまいります。

以上

【別紙】

【資産承継信託】

<商品概要>

項目	説明
名称	特約付き金銭信託「資産承継信託」
信託の種類	合同運用指定金銭信託※（元本補填付）
販売対象	原則として個人
信託期間	原則として5年以上25年を上限とします
最低受託金額	原則として1,000万円以上（1円単位）
信託報酬	設定時報酬額：受託金額の3.15%（最低報酬額525,000円税込み）
その他	元本補填契約有り

※ 合同運用指定金銭信託とは、単独で運用するのが困難な小額の資金でも、委託者の信託財産を他の委託者の信託財産と合同で管理・運用することで有利な運用ができる金銭信託のことです。

<損失が生じるおそれについて>

- この信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託元本に欠損が生じる可能性があります。
- 信託元本に欠損が生じた場合には、信託終了時に、りそな銀行が完全に補填します。ただし、りそな銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には補填を履行できない場合があります。
- この信託の元本は預金保険制度の対象となります。
- 利益の補足は行いません。この信託では、貸付金、株式等の有価証券で運用することもあり、貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。

<信託報酬、手数料について>

この信託において必要な費用は①～④の合計額となります。

【管理信託報酬】

- ①設定時報酬 信託元本の3.15%(税込)（最低報酬525,000円(税込)）
- ②定例管理報酬 年額126,000円(税込) 注1
- ③追加設定時報酬 信託元本の3.15%(税込)

【運用信託報酬】

- ④信託報酬 信託元本に対して、年0.01%から年5%の範囲内

注1…定例管理手数料は信託契約に定める事項が生じるまでは不要です。

【中途解約手数料】

- やむを得ず中途解約される際には、りそな銀行所定の中途解約手数料をお支払いいただきます。
（中途解約手数料は、合同運用指定金銭信託の予定配当率と他の金融商品の金利とのバランス等を考慮して変更するため、金額等はお示しできません）

りそな銀行 信託契約代理店 近畿大阪銀行

商号等 : 株式会社近畿大阪銀行

登録金融機関 : 近畿財務局長（登金）第7号

加入協会 : 日本証券業協会

※ 信託代理店が、資産承継信託の契約の媒介を行う場合には、金融商品取扱業者として、金融商品取引法の諸対応が必要となります。

【資産承継信託以外の今回追加する信託代理業務商品】（金融商品取引法の規制はありません）

【自社株承継信託】

項目	説明
信託の種類	管理有価証券信託
販売対象	個人の方
信託の目的	自社株の管理
委託者	企業オーナーの方
受益者	事業後継者の方
信託期間	最長 30 年
中途解約	原則できません
信託の終了	信託期間満了時また、委託者の方がお亡くなりになった場合等信託終了時には、信託株式を受益者に交付します。
信託報酬	別途定める報酬額を申し受けます
その他	元本補填契約はありません 預金保険の対象外商品です

【入居一時金保全信託】

項目	説明
信託の種類	合同運用指定金銭信託（元本補填付）
販売対象	有料老人ホーム事業者
信託目的	有料老人ホーム事業者が入居者から受領した入居一時金の内、法令等で規定される保全金額に相当する金銭の保全および運用
信託期間	2 年（自動延長扱い）
最低信託元本	250 万円以上（施設の定員により異なります）
信託報酬	別途定める信託報酬を申し受けます
留意事項	委託者に破綻等信託契約に定める事象が発生した場合は、入居者の本人確認が必要

※ 受益代理人は委託者の役職者等から任命

【排出権信託】

項目	説明
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託
販売対象	国内法人のお客さま
信託目的	排出権の購入
購入する排出権	お客さまの指図に（排出権の種類、量、単価等）に基づいて購入
信託期間	1 ヶ月以上で任意に設定
信託報酬	別途定める信託報酬を申し受けます
中途解約	原則不可
信託の終了	信託期間の満了もしくは購入した排出権が全てのお客さまの指図により交付された場合に信託終了します